

## 特定非営利活動法人後見センターこだま個人情報保護規則

平成26年4月23日

### 規則第2号

#### (目的)

第1条 この規則は、個人情報個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ特定非営利活動法人後見センターこだま（以下「法人」という。）が契約等に関して保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、法人の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人情報データベース等 特定の個人情報をコンピュータで検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又は紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (5) 従業者 法人の指揮命令を受けて法人の業務に従事する者をいう。

#### (法人の責務)

第3条 法人は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

(個人データの適正管理)

第4条 法人は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。

- 2 法人は、個人情報の漏えい、滅失、き損防止その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 3 法人は、個人データの安全管理のために、パスワードの設定や個人データを取り扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 4 法人は、利用目的に関して保存する必要がなくなった個人データを、確実、かつ速やかに破棄又は削除するものとする。
- 5 法人は、個人情報の取り扱いの全部又は一部を法人以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適正な監督を行うものとする。

(個人データの第三者提供)

第5条 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又は委託を受けた者が法令の定めによる事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(苦情対応)

第6条 法人は、個人情報取り扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは適切かつ迅速な対応に努める。

2 苦情対応の責任者は、代表理事とする。

3 代表理事は、苦情対応の業務を従業者に委任することができる。その場合は、あらかじめ従業者を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

（個人情報保護管理者）

第7条 法人は、個人情報保護管理者を置かなければならない。

2 個人情報管理者は、代表理事が指定し、その業務についても内容を明確にしておくものとする。

（従業者の遵守義務）

第8条 法人の従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 本規則に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した従業者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し違反の事実が判明した場合は、直ちに個人の権利利益の保護のため遅滞なく適切な措置をとり、再発防止を指示するものとする。

（委任）

第9条 この規則の実施に関して必要な事項は、代表理事が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月23日から施行する